平成３０年（フ）第９号
福島市大森字宮ノ前35番地の４
債務者　佐野　総市
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第１４号
福島県二本松市表２丁目706番地
債務者　菅野由紀子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第２６号
福島県岩瀬郡鏡石町羽鳥37番地
債務者　菊地　明星
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
群馬県みどり市笠懸町鹿4550番地23
債務者　吉満　洋子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第１２号
群馬県桐生市浜松町２丁目３番36号　桐生ハイツ201
債務者　岩崎　　勉
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第１７号
岐阜市茜部大川１丁目82番地１（グランソレイユ　202）
債務者　小林　勇太
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第６６号
岐阜市西改田夏梅153番地７
債務者　山本季世子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第５号
岐阜県可児市川合2784番地２　アクアハイツ405
債務者　櫻城　　凜
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第２１号
静岡県富士市北松野169番地の77
債務者　杉本　直実
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第３５号
三重県津市城山３丁目10番１―109号
債務者　岡田　安司
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３６号
三重県津市城山３丁目10番１―109号
債務者　岡田智恵美
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０２８号
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の２1510号
債務者　大田　房枝
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７６号
神戸市垂水区塩屋北町２丁目24番21－２号
債務者　長谷川智子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９９号
神戸市北区君影町２丁目１番53―204号
債務者　佐々木松平
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１３号
神戸市中央区筒井町３丁目６番10―201号、従前の住所神戸市中央区八雲通１丁目１番４―302号
債務者　伊藤　　進
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３２号
兵庫県三木市加佐300番地の８育英ハイツ三木Ｂ棟201号
債務者　丸岡　　弘
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４７号
兵庫県三木市末広３丁目４番45号　倉敷102号、従前の住所兵庫県三木市末広１丁目12番23号
債務者　長谷川卓哉
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部